広島県告示第九百九十五号

のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

令和七年十二月十一日までの間、 その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、 縦覧に供する。

令和七年十一月二十七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一道路の種類

各県道

二路線名

井関加茂線

三 道路の区域

福山市加茂町字北山三七八三番二地先まで福山市加茂町字北山三七九七番一地先から		区
八三番二地先まで		間
新	旧	の新 別旧
二六・六〇	五・〇〇~	敷地の幅員
七六・〇〇	九五・七〇	(メートル) 長
拡幅		備考